

本事案関係用語について

●本事案の検証において、使用される用語を整理したものは次のとおり。

用語	説明	参照
(1) 暴行	<ul style="list-style-type: none"> ○「暴行」とは、人の身体に向けられた不法な有形力（ないし物理力）の行使である。それは一般に「殴打」といわれるものや傷害の恐れのあるものに限られず、人に塩を振りかける場合も含まれる。 ○暴行罪における暴行は、人に対する物理力の行使をいう。物に向けられた暴行は含まれない。また、暴行によって、被害者の抵抗の意思が抑圧されたり抵抗が困難になったりする必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・松宮孝明「刑法各論講義〔第4版〕」2016年成文堂
(2) 背任・背任罪	<ul style="list-style-type: none"> ○任務に背くこと。任務の本旨に反すること。自分の利益などのために、地位を悪用して勤め先に損害を与えること。 ○他人のためにその事務を処理する者が、自己もしくは第三者の利益をはかりまたは相手に損害を与える目的で背任行為をし、相手に財産上の損害を与える罪。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新村出編「広辞苑〔第7版〕」2018年岩波書店
(3) 相互扶助	<ul style="list-style-type: none"> ○社会の成員が同胞意識と連帯感をもって自発的に協働し、成員間で相互の欠陥を補いながら、その社会を維持し、発展させていくこと。 ○互いに助け合うこと。互助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濱嶋朗他編「社会学小辞典〔新版増補版〕」2005年有斐閣 ・新村出編「広辞苑〔第7版〕」2018年岩波書店
(4) 現業員（ケースワーカー）	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法の規定により福祉事務所に置かれる職員で「現業を行う所員」のこと。福祉事務所長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行うこと等を職務とする。現業員は社会福祉主事でなければならないとされている。定数については条例で定めることとされているが、同法においてその基準が示されている。 ○地区担当員又はケースワーカーと呼ばれることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「五訂社会福祉用語辞典」2010年中央法規出版 ・社会福祉法（昭和25年法律第144号）

<p>(5) 査察指導員 (SV)</p>	<p>○社会福祉法の規定により福祉事務所に置かれる職員で「指導監督を行う所員」のこと。福祉事務所長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を行うことを職務とする。</p> <p>○堺市においては、主に係長級が担い、SV（エスブイ）と呼称することが多い。</p>	<p>・「五訂社会福祉用語辞典」2010 年中央法規出版</p> <p>・社会福祉法（昭和 25 年法律第 144 号）</p>
<p>(6) 福祉事務所</p>	<p>○社会福祉法に基づき地方公共団体に設置される福祉に関する事務所の一般的な呼称。都道府県及び市には、設置義務が課されている。都道府県の福祉事務所は生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護、育成又は更生に関する事務のうち都道府県が処理する事務を行い、市町村の福祉事務所は上記三法に老人福祉法、知的障害者福祉法及び身体障害者福祉法を加えたいわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生に関する事務のうち市町村が処理する事務を行う。</p> <p>○堺市保健福祉総合センター設置条例において、「保健福祉総合センター」と呼称し、7 つの行政区ごとに設置の上、職員の定数を 396 人としている。</p>	<p>・社会福祉法（昭和 25 年法律第 144 号）</p> <p>・堺市保健福祉総合センター設置条例（平成 12 年条例第 1 号）</p>
<p>(7) 技能修得費</p>	<p>○生活保護法に定める 8 種類の扶助のうちのひとつである生業扶助であって、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を支給するもの。</p> <p>○令和 4 年度の基準額は「84,000 円以内」となっているが、自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）に該当するときは、「380,000 円の範囲内」において特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えないとされている。この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付することとされている。</p>	<p>「生活保護手帳（2022 年度版）」 2022 年中央法規出版</p>

(以上)